

浜 健 介 第 1257 号
平成 29 年 3 月 10 日

訪問介護（通所介護） 管理者 様
地域包括支援センター長 様
居宅介護支援事業所 管理者 様

浜松市健康福祉部
介護保険課長 中村 丈二

介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）における指定事業者による
訪問型（通所型）サービスの実施上の注意事項について

日頃より、本市の介護保険行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
さて、新総合事業における指定事業者による訪問型（通所型）サービスにつきましては、
事業を開始する平成 29 年 4 月に向けて準備を進めていただいているところですが、今般、
より円滑な移行を進めるため、特に注意していただきたい点を下記のとおりまとめました
ので、事業所の従業者等に周知し、適切な運用をお願いいたします。

なお、事業の運営等に当たっては、「浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指
定事業者による第一号事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の
方法に関する基準を定める要綱」（以下「指定基準」という。）を遵守していただきますよう
お願いいたします。

記

（1）訪問型（通所型）サービスの利用者について

要支援 1・2 の者に加え、新たに事業対象者（※）も訪問型（通所型）サービスの
利用が可能になることを踏まえ、利用申込があった場合は適切に対応すること。

なお、要支援認定区分や事業対象者であること又は所得の多寡を理由にサービスの
提供を拒否することは、指定基準違反となることに留意すること。

基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業の対象になった者

（2）介護予防支援事業者等との連携について

サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービ
ス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。

また、個別サービス計画は介護予防サービス計画（ケアプラン）等の内容に沿っ
て作成するものとし、サービスの提供は個別サービス計画に基づき、利用者が日常
生活を営むのに必要な支援を行うこと。

担当
浜松市健康福祉部介護保険課
指導第 2 グループ
電話 053-457-2787

浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱（抜粋）

（提供拒否の禁止）

第9条 指定介護予防訪問サービス事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問サービスの提供を拒んではならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第14条 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（指定介護予防訪問サービスの具体的取扱方針）

- 第41条 訪問介護員等の行う指定介護予防訪問サービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
- 一 指定介護予防訪問サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
 - 二 サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問サービス計画を作成するものとする。
 - 三 介護予防訪問サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
 - 四 サービス提供責任者は、介護予防訪問サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
 - 五 サービス提供責任者は、介護予防訪問サービス計画を作成した際には、当該介護予防訪問サービス計画を利用者に交付しなければならない。
 - 六 指定介護予防訪問サービスの提供に当たっては、介護予防訪問サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
 - 七 指定介護予防訪問サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - 八 指定介護予防訪問サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
 - 九 サービス提供責任者は、介護予防訪問サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防訪問サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該介護予防訪問サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
 - 十 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
 - 十一 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問サービス計画の変更を行うものとする。
 - 十二 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問サービス計画の変更について準用する。